

「森林資源に関する基本計画」並
びに「重要な林産物の需要及び
供給に関する長期の見通し」

昭和55年5月23日閣議決定

林産物の需^す及^び供^き給^きする長期の見通し

林
S6
No.

農林水産省

S/51.1
No.2-7

目 次

森林資源に関する基本計画	1
重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し	25
参考資料	35

森林資源に関する基本計画

目 次

わが国の森林資源を積極的に充実し、その機能を高度に導くため、政府は昭和48年2月16日に「森林資源に関する基本計画」を策定し、これに基づいて各種施策を講じてきたところである。しかしながら、経済が高度成長から安定成長へ移行するなかで計画をとりまく諸情勢は著しく変化しており、これに対処しつつ今後に見通される経済社会の発展の方向に即応するよう、林業基本法第10条第2項の規定により、「森林資源に関する基本計画」の改定を行うものである。

I 計画の性格	5
II 計画の基本構想	6
III 計画の基本目標	10
1 森林資源整備の目標	10
2 森林の機能の整備の目標	12
3 森林の施業方法の目標	15
IV 目標達成の方法	17
1 森林造成	17
(1) 人工林施業	17
(2) 天然林施業	18
2 機能別の森林施業	18
(1) 木材生産	18
(2) 水源かん養	19
(3) 山地災害防止	19
(4) 保健保全	20
3 林道の整備	20
V 目標達成の課題	22

I 計画の性格

林業には林木の生育期間が長期であること、収穫時期が必ずしも明確でないこと等の特質がある。このため、生活基礎資材である木材等林産物の供給に当たっては、長期的視点に立って、森林資源の保続を図りつつ行う必要がある。

また、森林資源は、林産物の供給だけでなく、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等国民生活と密接に結び付いた多面的機能を有しており、その適切な管理を通じてそれらの機能を確保する必要がある。

これらのことから、この計画は、長期的な森林資源整備の基本的方向を明らかにすることにより、国の施策の指標となり、また、個々の林業経営の参考としての役割を有するものである。

なお、この計画の策定に当たっては、次の基本的前提出いた。

- (1) 我が国の経済社会は、各種長期計画等において探られているように、国際化、高度化の進展するなかにあって、安定的に発展する。
- (2) 木材価格は、短期的には変動があるとしても、長期的には他の物財の価格との関係はおおむね既往のすう勢に準じて推移する。
- (3) 森林面積は、国土利用計画（全国計画）において昭和60年における森林の目標面積が定められているので、これによるが、61年度以降については林道開設計画に基づき減少する森林面積のみを見込んで算定する。

しかしながら、エネルギー情勢をはじめ流動する内外経済のなかにあって、これらの基本的前提出變化することも考えられるので、その場合には、この計画の見直し及び弾力的な対応が必要とされる。

II 計画の基本構想

我が国の森林は、急峻な地勢と狭小な国土にあって、林産物の供給を通じて、また、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能の発揮を通じて、国民経済の発展と国民生活の向上に重要な役割を果してきた。

今後も、産業の発展、国土の開発、都市化の進展等に伴って、これら森林の有する多面的機能の発揮に対する国民の要請は、ますます高まりをみせるものと考えられる。

しかしながら、現在、我が国の林業は極めて厳しい環境条件にさらされている。昭和48年秋の石油危機のあと内外経済情勢の大きな変化のなかで、住宅建設、紙パルプ等の木材需要部門の産業活動は停滞的に推移し、木材需給は外材に主導されて緩和の様相を呈し、木材価格の低迷が続いてきた。このため、国内の林業の収益性は、労賃の上昇もあって著しく低下している。

なお、53年末以降、外材価格の急騰に伴い、国産材価格も上昇したが、立木価格についてみれば、49年の水準を回復したにとどまっている。

このような状況の下で、伐採、造林等の林業生産活動は停滞し、林業生産や国産材の流通・加工に携わる事業体が弱体化するなど、林業を支える産業的基盤は著しく弱まりつつある。このような動きがこのまま推移するときは、林業者の林業経営意欲の一層の減退をもたらし、林業の衰退、森林の施業、管理の粗放化、ひいては国土の荒廃をも招きかねないという懸念がある。

我が国の林業をめぐる環境条件について、木材需給の側面から今後を見通すと、次のとおりである。

(1) 木材需要は、石油危機以降の経済の減速安定成長が今後も長期にわた

って続くとみられることから、大幅に増大するとは見込まれず、非木質系材料との競合等もあって、需要構造も変化していくものと考えられる。

(2) 停滞傾向が顕著な林業生産は、林道等生産基盤の整備の立ち遅れ、林業労働力の減少及び需要分野での外材との競合のほか、全人工林面積のうち20年生以下の人工林が70%を占めるなどの資源的制約はあるが、戦後植栽された人工林が徐々に伐期に達してくることから、木材生産量は漸増していくとみられる。

(3) 木材の総供給量の68%を占めるに至っている木材輸入は、当面現状程度の輸入量で推移するものと見込まれるが、近い将来南洋材の供給力の低下が確実視されているほか、米材の2次林材への移行、ソ連材の生産地点の奥地化等産地事情の変化が予想されることから流動的となり、外材供給量が減少に転ずることも考えられる。

このような情勢のなかで、今後の木材需給は、ここ当分の間、全般的にその基調を変えずに推移していくとみられるものの、長期的にみれば、外材供給量が頭打ちないしは減少に転ずる時点から様相が異なり、需給構造も変化していくものと予想される。

ただし、外材供給量が頭打ちになる時点から国内の幼齢人工林が逐次伐期に達し、国産材の供給力が増大していくと見込まれることから、木材供給量に占める国産材の比率は高まっていくものと考えられる。

また、今世紀末に近づくにつれて、石油資源の枯渇化が進むこと等により、再生産可能な資源として森林資源の重要性が増していくものと考えられる。

したがって、今後の木材需給の安定のために、自然的条件に恵まれている我が国においては、その森林資源を整備し、これを活用していくことが重要

な課題である。このため、生産基盤の積極的な整備とあいまって、木材生産機能と国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能を総合的かつ高度に発揮するための森林施業を将来の人工林の齢級別面積配置の適正化等に配意しつつ計画的、持続的に行うことが必要である。

特に、木材需給の緩和基調を反映して、林業生産活動の停滞が続くとみられることが当分の間は、弱まりつつある林業を支える産業的基盤を強化して将来に備えることが必要である。

これらのこととは、林業生産活動の場であり、近年、人口の減少、産業基盤及び生活環境の整備の立ち遅れ、集落機能の低下等の諸問題が生じている山村地域の振興に寄与するという観点からも極めて重要と考えられる。

なお、外材輸入については、我が国の森林資源が最大の木材供給力を有するに至る時点においても、国産材のみでは需要をまかなうことは困難とみられるところから、世界的に木材需給がひっ迫の度合を強めていくなかで、当面、産地国における社会経済情勢に十分配慮しつつ適正な外材輸入に努めるほか、長期的には産地国の森林資源の培養に協力する等の配慮が必要である。

次に、公益的機能を発揮する資源としての側面については、従来、保安林制度等により多くの森林が国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能を発揮してきたところであるが、経済の成長の過程で国土の開発が進展してきたこと、さらには我が国が今後ますます福祉社会への指向を強める傾向にあること等により、森林の有する公益的機能を地域の実情等に即応して、多様に、しかも高度に発揮することが重要な課題になっている。すなわち、

(1) 最近の国土開発の進展に伴い、土砂の崩壊、流出等の山地災害を防止する必要性はますます高まっており、また、都市化の進展、産業の発展

等に伴い、水需要は全国各地において普遍的に増大の一途をたどっていることから、国土の保全、水資源かん養のための森林の整備が急務となっている。

(2) 経済社会の急速な進展に伴い、人間生活と自然との調和が求められているなかにあって、森林は自然環境の重要な構成要素であり、これを適正に維持管理するとともに、国民の保健休養の場として適切に利用することを求める国民的要請が高まっている。また、都市化の進展に伴う都市生活環境の悪化、産業公害の深刻化等のなかにあって、森林の有する大気浄化、騒音防止等の機能によって良好な生活環境を保全する必要性はますます強くなっている。以上の事態に対応して環境保全のための森林の整備が急務となっている。

したがって、このような森林の有する公益的機能を木材生産機能と調和を保ちつつ地域の実情等に即応して高度に発揮させるため、地域の自然的・社会的・経済的諸条件を十分に勘案した森林の保全と適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を強力に推進することが必要であると考えられる。

以上要するに、我が国の森林・林業の使命は、森林資源の整備を図ることによって、我が国の経済の適正な成長と福祉社会の形成に寄与することである。特に、将来の資源不足時代においては、再生産可能な資源として森林資源の重要性が増していくものと予想されることから、森林の有する木材生産機能と公益的機能の調和を図り、その総合的効用を高度に発揮させるという観点に立って、適正な森林施業を計画的かつ持続的に実施し、これを通じて森林資源の整備を図っていくことが肝要である。

III 計画の基本目標

我が国の森林は、その多面的機能を総合的かつ高度に發揮すべく森林資源の充実を図る必要があることから、総合的観点からの森林資源整備の目標、森林の有する機能の側面からの整備目標、及びそれらの基礎となる施業方法の目標を基本目標としてそれぞれ次のとおり定める。

1 森林資源整備の目標

我が国の森林資源が木材の生産、国土の保全等の多面的な機能を総合的かつ高度に発揮する状態を「指向する森林資源の状態」とし、これに到達する過程である今後50年間について10年ごとの森林資源の状態を「目標とする森林資源の状態」として、それぞれ第1表のとおりとする。

第1表 森林資源整備の目標

区分	指向する 森林資源 の状態	現状	目標とする森林資源の状態					
			61年度	71	81	91	101	
面積 (万ha)	総 数	2,470	2,526	2,482	2,477	2,474	2,472	2,470
	人工林	(49) 1,239	(49) 944	(49) 1,114	(49) 1,219	(49) 1,235	(49) 1,237	(49) 1,239
	天然林	1,161	1,510	1,298	1,188	1,169	1,165	1,161
	除 地	70	72	70	70	70	70	70
蓄積 (百万m³)	総 数	3,308	2,186	2,558	2,927	3,204	3,308	3,308
	人工林	(84) 1,943	(47) 798	(65) 1,238	(85) 1,659	(103) 1,914	(114) 1,984	(122) 1,962
	天然林	1,364	1,387	1,319	1,267	1,289	1,323	1,345
	除 地	1	1	1	1	1	1	1
人工林率(%)		52	38	46	51	51	51	52
ha当たり蓄積(m³)		138	89	106	122	133	138	138
年間伐採量(百万m³)		113	45	58	71	89	103	110

(注) (1) 現状は、昭和51年4月1日現在の状態を示す(年間伐採量は51年度)。

(2) 目標とする森林資源の状態は、各年度の4月1日の状態を示す。

(3) 目標とする森林資源の状態の面積は、国土利用計画(全国計画)における昭和60年の森林の目標面積を基準とし、61年度以降について林道開設計画による森林面積の減少を見込んで算定したものである。

(4) 人工林欄の()は内数で、現状は人工林であるが、自然的条件、社会的要請等から特殊な施業を行うことにより針広混交林等一定の林型に誘導すべき森林である。

2 森林の機能の整備の目標

すべての森林は、森林の有する多面的機能の発揮によって国民生活に寄与しており、その意味においては、広くすべての森林について要請される機能が高度に発揮されるよう整備を進める必要がある。

そのなかで森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する木材生産、水源かん養、山地災害防止及び保健保全の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の面積及び目標とする森林構成の基準を第2表のとおりとする。

第2表 森林の機能の整備の目標

機能	目標とする森林構成の基準	整備すべき森林面積(万ha)
木材生産機能	適正な密度を保ち形質の良好な林木からなる成長量の多い森林	1,757
水源かん養機能	团粒構造がよく発達しあつ粗孔隙に富む土壤を有し根系の発達が良好であり、樹冠のうつ閉度が高く、成長の旺盛な森林	1,181
山地災害防止機能	根系が深くかつ広く発達している森林であって落葉層を保持し適度の陽光が入り下層植生の発達が良好な森林	366
保健保全機能	湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林相からなり明暗・色調に変化を有する森林、地域特有の優れた自然性を有する森林及び森林レクリエーション活動に適した森林。その他都市近郊等に所在する森林にあっては、郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林及び気象緩和、騒音防止等の生活環境保全効果の大きい森林	332

(注) (1) 木材生産機能については、全森林を対象として、気候、地形、標

高、土壤等の評価因子により林地の生産力の程度を評価し、人工林化等による森林生産力の増大が相当程度期待されるものを特に木材生産機能を高度に發揮させる必要のある森林面積としたものである。

- (2) 水源かん養機能については、全森林を対象として、土壤、表層地質、標高、傾斜等の評価因子により林地の水資源かん養の程度及び洪水発生の危険度を相対的に評価し、水資源かん養の程度及び洪水発生の危険度が高いとされた森林を社会的要請に配意して、特に水源かん養機能を高度に發揮させる必要のある森林面積としたものである。
- (3) 山地災害防止機能については、全森林を対象として、表層地質、傾斜、谷密度等の評価因子により山地崩壊等の危険度を相対的に評価し、山地崩壊等の危険度が高いとされた森林を社会的要請に配意して、特に山地災害防止機能を高度に發揮させる必要のある森林面積としたものである。
- (4) 保健保全機能については、全森林を対象として、景観、林種、森林の位置、河川・湖沼の状況、文化財等の賦存状況等の評価因子によりその機能の程度を相対的に評価し、機能が高いとされた森林を社会的要請に配意して特に保健保全機能を高度に發揮させる必要のある森林面積としたものである。
- なお、保健保全機能とは、保健休養機能、自然環境保全機能、生活環境保全機能等を包括した機能をいう。
- (5) 各機能の整備すべき森林面積の合計は、それぞれ重複があるため、第1表の森林面積総数には一致しない。

3 森林の施業方法の目標

森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りつつ、健全な森林の維持造成を目的とする施業方法別面積を第3表のとおりとする。

第3表 施業方法別面積

(単位：万ha)

施業方法	面積
人工林施業	(49) 1,239
天然林施業	835
皆伐天然下種	116
ぼう芽	131
漸伐及び折伐	588
禁伐等	326
計	2,400

(注) 施業方法別の対象林地は、次のとおりである。

(1) 人工林施業——気候、地形、標高、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて人工林施業に適しており、しかも人工林化による林地生産力の増大が期待される林地((2)～(5)に該当するものを除く。)

なお、本表には、現状は人工林であるが、自然的条件、社会的要請等からそれぞれの目的に適した特殊な施業を行うことにより針広混交林等一定の林型に誘導すべき林地を()書き内数で含む。

(2) 皆伐天然下種——アカマツ等皆伐天然下種が確実であり、適

- 正な施業により人工林並みの林地生産力が期待できる林地（(4)
-②, (5)に該当するものを除く。）
- (3) ぼう芽——主としてしいたけ原木等の生産を目的とする林地
- (4) 減伐及び択伐
- ① トドマツ等漸伐及び択伐による天然更新が確実であり、適
正な施業により人工林並みの林地生産力が期待される林地
(5)に該当するものを除く。)
- ② 自然的条件及び森林の公益的機能の發揮のため、択伐施業
により森林の多面的機能の増大を図るべき林地 (5)に該当す
るものとし、その他の林地を除く。)
- (5) 禁伐等——国土の保全、自然環境の保全その他特殊な目的の
ために禁伐等の施業を行う林地

IV 目標達成の方法

この計画の目標を達成するための方法としての、総合的な森林資源整備の
基本となる森林造成、その基礎となる森林の機能別の施業方法、及びそれら
を側面から支える役割を有する林道整備の内容は次のとおりである。

I 森林造成

森林造成は、総合的な資源としての森林資源の充実のための基本であり、
木材生産機能の向上に不可欠のものであるだけでなく、森林の有する公益
的機能の拡充にとって肝要である。また、森林造成の推進は、積極的な森
林施業及びそれから生ずる経済活動により、農山村社会の振興に貢するも
のである。

森林造成の方法としては、人工林施業及び天然林施業に分けられる。

(1) 人工林施業

人工林施業は、地形、土壤条件、植生等の自然的条件及び森林の有す
る公益的機能の発揮の必要性からみて、人工造林を適当とする森林につ
いて行うこととし、その対象地は 1,239 万ha である。

このうち、今後新たに人工林とすることを必要とする森林は 302 万
ha である。

このような森林の人工林化に当たっては、森林の有する公益的機能の
発揮に考慮しつつ木材生産機能の保続培養を図ることを目途として、森
林資源の充実のために積極的にこれを推進するものとし、昭和 75 年度
までに 296 万ha、昭和 105 年度までに全量を完了することとする。

なお、森林の有する公益的機能の発揮をより重視する等の観点から、

皆伐新植が適当でない森林については、複層林施業を推進することとする。

(2) 天然林施業

天然林施業は、自然的条件から皆伐天然下種、ぼう芽、択伐及び漸伐を適當とする林地並びに森林の公益的機能の発揮のため、択伐等により森林の多面的機能の増大を図るべき林地について行うこととし、必要により人工補整等による林分改良も進めることとする。

また、しいたけ原木確保のためのぼう芽による低林施業及び大径広葉樹材生産等を目的とする広葉樹用材林施業等を推進することとする。

2 機能別の森林施業

森林資源の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的、かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進するものとする。

また、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合においては、その森林に関する地形、地質等の自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、併存する他の機能に配意しつつ、より重視すべき機能を高度に発揮させることに適した森林施業を採用し、目標とする森林構成に誘導するよう努めるものとする。

なお、森林の有する機能のうち主なものに関し、森林施業上特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 木材生産

木材生産機能を高度に発揮させるため、立地条件に適合した適正な森林施業により林地生産力の向上に努めるものとする。特にその機能を高

度に発揮させる必要のある森林のうち、人工造林に適した林地については人工林施業により樹種、林相等の改良を積極的に進めるものとし、自然的条件から天然更新に適している林地については、積極的に天然林施業を推進するものとし、適切な保育管理等を行うことにより、成長が旺盛でかつ適正な立木密度と良好な形質を有する森林の造成に努めるものとする。

また、森林施業の実施に当たっては、伐採か所の分散、及び保護樹帯の設置を図るほか、必要に応じて複層林施業を導入すること等により、林地の保全及び森林の有する公益的機能の確保に十分配慮した適正な森林施業を行うものとする。

(2) 水源かん養

森林の有する水源かん養機能の充実を図るため、活力のある健全な森林の維持造成を期するものとする。特にその機能を高度に発揮せる必要のある森林にあっては、森林の代謝を旺盛にして浸透保水能力の高い良好な森林土壤の維持向上を促進する等の適正な森林施業を流域の特性等に十分配意して行うものとする。

なお、流域における自然的条件及び社会的条件により、特にこの機能が重視されている水源かん養保安林については、その適切な配備に努め、目的に応じた適正な森林施業を行うとともに、水資源のかん養を目的とした治山事業を積極的に行うものとする。

(3) 山地災害防止

山地災害の発生を防止するため林地の保全を図るための森林施業を推進するものとする。特にその機能を高度に発揮すべき森林にあっては、保護樹帯の設置、複層林施業の導入等を行い、山地災害防止機能の高い

森林の維持造成を図るための適正な森林施業を行うものとする。

なお、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林については、その適切な配備に努め、目的に応じた適正な森林施業を行うとともに、治山施設の整備により防災機能の向上を図るものとする。

(4) 保健保全

保健保全機能は、森林の有する保健休養、自然環境保全、生活環境保全等人間との係わり合いの中で発揮される機能を包括するものである。この機能を発揮させるためには、森林の存在自体が基本的に重要であるため、適切な森林の管理経営を通じて森林の維持造成に努めるものとする。特にその機能を高度に発揮すべき森林にあっては、自然的条件及び社会的要請に応じて、地域ごとにその特色を生かした適正な森林施業を行ふものとする。

すなわち、自然公園特別地域、自然休養林等については、その目的に応じ、風致の維持向上に配意しつつ樹種の多様化等による良好な環境を保全するための森林施業を行い、都市周辺にあって、生活環境保全効果の大きい森林については、他の土地利用との適切な調整を図りつつその保全に努めることとする。

3 林道の整備

林道は、林業の合理的経営及び森林の集約的管理にとって基幹となる施設であり、木材等林産物の搬出のみならず、森林の有する多面的機能の発揮のためのきめ細かい森林施業を実施する上からも必須の施設である。また、地域産業の振興と住民の福祉の向上に大きな役割を担うものである。

特に、近年の林業をとりまく厳しい条件を克服するためには、林道の整

備促進を図ることが必要である。

このような観点から、労働力事情、林業技術体系等を踏まえてきめ細かい森林施業の展開に見合った合理的な林業経営と森林管理のために必要な林道延長を確保するため、総延長274kmを林道の整備目標とする。このうち、既設の林道は83kmであり、今後開設を必要とする林道は191kmである。

林道の開設は、総合的な資源としての森林資源の整備充実を図るなかで、林産物の供給能力が円滑かつすみやかに増大するよう、昭和75年度までに136km、昭和100年度までに全量を完了することとする。

また、林道の開設に当たっては、それぞれの開設目的に適合した規格及び構造によるほか、森林の有する公益的機能を損なうことのないよう工法等に適切な配慮を行うとともに、常時適切な維持管理を行って林道の機能の保全及び向上に努めるものとする。

なお、林道の整備とあわせて、作業道の作設を進め、適切な森林施業の確保を図ることとする。

V 目標達成の課題

この計画の目標を達成するためには、国、地方公共団体等の果たすべき役割が大きく、多くの課題があるが、とりわけ重要と考えられるものは、次とおりである。

1 森林計画制度の充実とその適正な運用

森林資源整備を進めるに当たっては、計画的に森林施業が行われることが重要であり、そのため、森林計画制度の充実とその適正な運用を推進するとともに、一層の実効性の確保を図る必要がある。

2 造林、林道等林業生産基盤の整備拡充

造林、林道等林業生産基盤は、木材の生産のみならず、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮せざるとともに、山村地域の振興のために欠くことのできないものであることから、その整備拡充が計画的に行われるよう措置する必要がある。

3 林業構造の改善

林業総生産の増大、生産性の向上及び林業従事者の所得の増大を期し、林業の安定的発展に資するため、林業構造改善の一層の推進を図る必要がある。

4 健全な山村地域社会の維持形成

森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、山村地域住民の定住性を高めることが不可欠であることから、環境整備等を積極的に進めることにより、健全な山村地域社会の維持形成を図る必要がある。

5 保育及び間伐の適正な実施

将来の森林資源の充実と森林の有する多面的機能の高度発揮のために、保育及び間伐が適正に実施されるよう措置する必要がある。

6 森林の公益的機能の高度発揮のための施業の推進

森林に対する国民の要請が、水需給のひっ迫化傾向等を背景に多様化するなかで、森林の施業についても、保安林等の制限林はもとより、普通林にあっても公益的機能の発揮のための適正な施業が求められていることから、要請される機能の高度発揮に対応した森林施業を推進する必要がある。

また、そのための森林施業が森林所有者の経済活動のなかで負担しえない程度にまで制約される場合が多いので、森林の造成・維持に関する費用負担のあり方について早急に検討を行う必要がある。

7 林業労働力の確保

林業労働力、林業後継者を将来にわたって確保していくためには、林業生産の安定的拡大を図り、山村の住民が相応の所得をあげ、山村に定着できる条件をつくるとともに、就業の場としての林業を魅力あるものとしていくことが肝要である。そのため、地域の特性に応じて他産業と有機的な連携を保ちつつ、林業生産基盤の整備等を図ることはもとより、地域住民

の定住性を高めるための環境整備が図られるよう措置する必要がある。

8 国産材の生産・加工・流通の近代化及び合理化

森林資源整備を計画的に進め、森林を活力ある状態に維持していくためには、収穫時期に伐採される木材が適正に利用されることが重要である。

この観点から、将来の国産材の生産増に対応して、国産材の生産、加工、流通の各段階を通じた一貫した近代化、合理化を推進する必要がある。

9 試験研究の推進

各種施策を効率的に実施し、労働生産性の向上に資するため、試験研究及び技術開発を一層推進する必要がある。

なお、世界的なエネルギーの供給不安定化、高価格化が進むなかで、太陽エネルギーの利用による再生産可能な資源として森林資源の重要性が増していくと考えられるので、森林系エネルギーについて適切な利用技術の研究開発を推進する必要がある。

重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し

政府は、昭和48年2月16日に「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」を策定したところであるが、経済事情の変動により、この見通しと実績との間に大きなかい離が生じているので、林業基本法第10条第2項の規定により、「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定を行うものである。

目 次

I 見通しの性格及び方法	29
1 需要見通しの方法	29
2 供給見通しの方法	30
II 重要な林産物の需給に関する長期の見通し	31
III 将来の林産物需給における課題	33

I 見通しの性格及び方法

林業には林木の生育期間が長期であること、収穫時期が必ずしも明確でないこと等の特質がある。このため、生活基礎資材である木材等林産物の供給に当たっては、長期的視点に立って、森林資源の保続を図るとともに、需要動向に配意して行う必要がある。

この観点から、この見通しは、長期的な林産物の需要及び供給を明らかにすることにより、国の施策の指標となり、また、個々の林業経営の参考としての役割を有するものである。

なお、この見通しの策定に当たっては、次の基本的前提をおいた。

- (1) 我が国の経済社会は、各種長期計画等において探られているように、国際化、高度化の進展する中にあって、安定的に発展する。
- (2) 木材価格は、短期的には変動があるとしても、長期的には他の物財の価格との関係はおむね既往のすう勢に準じて推移する。

しかしながら、エネルギー情勢をはじめ流動する内外経済のなかにあって、これらの基本的前提が変化することも考えられるので、その場合は、この見通しの見直し及び弾力的な対応が必要とされる。

1 需要見通しの方法

需要に関する見通しは、過去の林産物需要量（木材チップ及び製材、合板、パルプ等製品で輸入されたものを素材に換算して含める。）と、国民総生産、人口等の指標から求めた需要構造式により予測したものである。見通しは、「製材用」、「合板・繊維板・削片板用」、「パルプ用」、

「しいたけ原木・薪炭材用」及び「その他用」に分けて、昭和61年及び昭和71年について推計を行った。

2 供給見通しの方法

国産材の供給量は、「森林資源に関する基本計画」に基づき、森林資源が充実していく場合の生産能力としての木材伐採量を素材に換算した。

輸入量は、外材产地ごとに、森林資源賦存状況、過去の輸入実績、木材輸出政策等を勘案して見通した。

さらに、需要量との関係から、それぞれ調整を行い、国産材供給量については「森林資源に関する基本計画」との整合を保った。

なお、供給見通しについても、昭和61年及び昭和71年について行ったが、国産材供給量については、「森林資源に関する基本計画」における木材伐採量から昭和101年の供給可能量を算出した。

II 重要な林産物の需給に関する長期の見通し

需要量についてみると、製材用材及び合板・繊維板・削片板用材は、建築着工量の伸び率の低下等により、需要量の伸びは鈍化するものと見込まれる。パルプ用材は、当面は経済の成長に伴って需要が増大し、比較的大きな伸び率が見込まれる。

また、しいたけ原木・薪炭用材については、しいたけ原木は、しいたけに対する需要の伸びを反映して大幅な需要増となる。薪炭用材の需要は、世界的にエネルギーの供給不安定化、高価格化が進めば相当に伸びることも考えられるが、予測が困難なため、昭和51年実績の横ばいで推移するものとした。

この結果、工場残材を含む総需要量は昭和51年の1億1,210万m³から、昭和61年には1億2,840万m³、昭和71年には1億4,400万m³に達すると見込まれる。

国内供給量は、戦後植栽された人工造林地が徐々に伐期に達してくることから、昭和61年に4,620万m³、昭和71年には5,770万m³と漸増していくものと見込まれる。

一方、輸入量は、昭和61年に7,220万m³、昭和71年に7,550万m³と総量では微増していくと見込まれるが、南洋材丸太及び米材丸太の減少、パルプを含む製品の増加等、内容は相当に異なっていくものとみられる。

なお、我が国の森林資源が目標とする状態に近くなるとみられる昭和101年の国産材の供給可能量は約8,800万m³と見込まれるが、需要量は昭和71年と同水準としても約4,500万m³の輸入が必要となる。

林産物需給の見通し

(単位: 百万m³)

区分		昭和51年 実績	61年	71年	101年
需 要	製材用材	57.4	62.6	65.4	
	バルブ用材	(5.4) 29.6	(7.0) 36.1	(7.5) 44.9	
	合板・繊維板・ 削片板用材	(22) 12.8	(3.0) 14.9	(3.3) 17.6	
	しいたけ原木・ 薪炭用材	2.9	3.6	4.1	
	その他用材	1.7	1.2	1.2	
	計	(7.6) 104.4	(10.0) 118.4	(10.8) 133.2	
供 給	国内供給量	(7.6) 38.2	(10.0) 46.2	(10.8) 57.7	87.9
	輸入量	66.2	72.2	75.5	
	計	(7.6) 104.4	(10.0) 118.4	(10.8) 133.2	
輸入量の比率(%)		63.4	61.0	56.7	

(注) ()は工場残材で外数である。

III 将来の林産物需給における課題

今後の我が国の林産物需給は、製材用材の需要の伸びの鈍化、国産人工林材の供給増、南洋材及び米材丸太の輸入減等、従来とは異なる様相を呈していくとみられるが、それらの状況のなかで、重要と考えられる課題は次のとおりである。

1 国産材の計画的な供給体制の確立

戦後植栽された人工造林地が伐期に達する時期には、国産材の供給量が著増するとみられるので、森林計画制度等の適正な運用により国産材の計画的・安定的な供給に努める必要があるほか、素材生産業の育成等による生産体制の強化及び国産材の流通の近代化、合理化を推進する必要がある。

2 木材加工業の体质改善の推進

木材加工業に対する原木供給は、国産人工林材の供給が増加する一方、南洋材丸太及び米材丸太の供給は減少していくとみられるので、原木の変化に対応するとともに、消費者の要望する製品を効率的に供給するため、木材加工業の体质改善を推進する必要がある。

特に、国産人工林材の供給増に対応して、工場立地の観点から製材業の適正配置について検討する必要があるほか、国産人工林材のうち低質なもののが活用を図る等の観点から、繊維板・削片板工業の育成に努める必要がある。

3 外材輸入の確保

世界的にみて木材需給はひつ迫基調の度合を強めていくとみられるのに對し、国産材の供給は、我が国の森林資源が最良の状態に達する時点においても、製材用材等一部については自給が可能となるものの、全体としては需要を満たし得ず、なお相当量を輸入に依存しなければならないと見込まれることから、将来の外材輸入を確保するため、産地国の森林資源の培養に協力する等一層の努力を行う必要がある。

4 木質系エネルギーの活用促進

世界的なエネルギーの供給不安定化、高価格化が顕著になっていくとみられるので、木質系エネルギーの適切な利用技術の研究開発を推進する必要がある。

参考資料

総審 第 111 号
昭和 55 年 5 月 9 日

林政審議会

会長 武田誠三 殿

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 倉石忠雄

諮詢

林業基本法第 10 条第 3 項の規定に基づき、「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の別添改定案について貴会の意見を求める。

理由

政府は、昭和 48 年 2 月 16 日に閣議決定された「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」等に沿って施策を講じてきたところであるが、経済社会情勢等の変化に伴い、木材需給の動向、森林資源の有する多面的機能に対する国民の要請の高まり等森林・林業を取り巻く諸情勢は著しく変化してきているので、この計画及び見通しにつき、林業基本法第 10 条第 2 項の規定により、このような情勢に対処し、かつ、今後に見通される経済社会の発展の方向に即応するようその改定を行う必要が生じたものである。

55林審第9号
昭和55年5月9日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 倉石忠雄 殿

林政審議会
会長 武田誠三

「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定について

(答申)

昭和55年5月9日付け総審第111号をもって、諸問のあった別添「森林資源に関する基本計画」(案)並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」(案)について、下記のとおり答申する。

記

この諸問案は、おおむね妥当であると認められる。

参照条文

◎林業基本法(昭和39年法律第161号)抜すい

(森林資源に関する基本計画及び林産物の需給に関する長期の見通し)

第十条 政府は、森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 政府は、森林資源の状況、重要な林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があるときは、前項の基本計画及び長期の見通しを改定するものとする。

3 政府は、第一項の基本計画及び長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

(林業生産に関する施策)

第十一条 国は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第一項の基本計画及び長期の見通しを参考して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種又は林相の改良等の造林の推進、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

◎森林法(昭和26年法律第249号、最終改正昭和53年法律第87号)

抜すい

(全国森林計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、林業基本法(昭和39年法律第161号)第十条第一項の基本計画及び長期の見通

しに即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘査して、全国の森林につき、5年ごとに、15年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

- 2 全国森林計画においては、左に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘査して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。
 - 一 森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 二 森林の立木竹の伐採に関する事項
 - 三 造林及び保育に関する事項
 - 四 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - 五 森林の土地の保全に関する事項
 - 六 保安施設に関する事項
 - 七 その他必要な事項
- 3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、全国森林計画を変更することができる。
- 5 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、中央森林審議会及び都道府県知事の意見を聞かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画(変更の場合にあっては、変更後の計画)を関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。